平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:産業技術総合研究所)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|------------------------------------|--|------------|---|---|---------|------------|-----|--------------|---|--------------------------|------|
| 放射光施設(SPring-8)の賃貸 借 | 契約担当職 関西センター研究業務推 進部長 吉岡 孝 (大阪府池田市緑丘1-8- 31) | 平成20年3月11日 | (財)高輝度光科学研究センター 兵庫県佐用郡佐用町 光都1-1-1 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 17,350,000 | 非公表 | 1 | 次世代電池材料の分析やタンパク質の構造解析などを遂行するにあたっては、高輝度放射光施設を利用した解析結果を得ることが必要不可欠である。 当な放射光施設(Spring-8)は、8Gevの高エネルギー加速器を有する国内において唯一の施設であり、利用施設が特定されるため。 | 5 | 単価契約 |
| 昭和ビル賃貸借 | 契約担当職 北海道センター研究業務 推進部門総括主幹 岸 克司 (北海道札幌市豊平区月 寒東2条17-2-1) | 平成20年3月19日 | (株)昭和ビル 北海道札幌市中央区 大通西5-8 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 12,500,000 | 非公表 | - | 北海道における産学官連携の総合窓口として平成16年に開設した「札幌大通りサイト」のオフィス借り上げであり、立地的及び継続的な観点から当該オフィスを借り上げる必要があるため。 | 5 | |
| データベース (CrossFire Beilstein) 利用 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月24日 | ション システムズ | 方が特定されることか | 非公表 | 8,970,000 | 非公表 | , | 当該データベースは、有機化学研究のためのハンドブックで、果的大な電子データを簡単かつ効果的に検索できるように開発された検索ブラットフォームである。これらの情報が迅速かつ確実に得られ、研究を遂行するために得られ、研究を遂行するためには、過去の文献情報があり、情報を易にできるなど信頼できることが必要不可欠である。 以上のことから、有機化学研究上で必要とする要件を満たす文献情報データベースは、CrossFire Belisteinのみであり、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 10 | 単価契約 |
| 小動物の処理業務 | 契約担当職 関西センター研究業務推 進部長 吉岡 孝 (大阪府池田市緑丘1-8- 31) | 平成20年3月26日 | 大阪府池田市 大阪府池田市城南1- 1-1 | 契約の相手方が法令 等の規定により明確に 特定されることから会 計規程第30条第3項 に該当するため。 | 非公表 | 1,050,000 | 非公表 | - | 関西センター(池田市)における実験動物(小動物)については、一般廃棄物に該当する。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物の収集運搬処理は市町村が行う責務がある。池田市においては、葬祭場に動物炉を有し、当所からの排出量に対応可能な処理能力があることから、市で収集運搬処理を行うこととなっているため。 | 4 | 単価契約 |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--|---|------------|---|--|--------------|--------------|--------|--------------|--|------------------------------|-----------------------------|
| 総合出張管理システム(J's NAVI for Web) ASPライセンス | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月31日 | (株)JTBコーポレート ソリューションズ 東京都品川区大崎1- 6-1 | 当該システムの開発には長期間を要し、20年度の入れ替えを計画していないため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 34,545,420 | 非公表 | | 職員等が出張する際に必要な旅費に係る一連の業務システムで公募により導入したものであり、本件はそのライセンス使用及び保守契約である。当該システムは、既製品を当所仕様に改修し利便性を高め運用しているもので、システム開発には長期間を要するものであり、継続性の観点から当該システムの入れ替えの計画がないため。 | 19 | |
| 臨海副都心センターのゴミ処理 業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月31日 | (財)科学技術広報財団 東京都江東区青海2- 41 | 契約の相手方が法令 等の規定により明確に 特定されることから会 計規程第30条第3項 に該当するため。 | 非公表 | 3,600,000 | 非公表 | - | 臨海副都心センターの可燃ゴミの 処理は、隣接する施設に設置して あるゴミ収集輸送機及びゴミ収集 管路を共同利用しているものであ り、日本科学未来館から料金収受 業務の委託を受けた当該契約相 手先に特定されるため。 | 4 | 単価契約 |
| 一般廃棄物処分作業 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月31日 | つくば市クリーンセン ター 茨城県つくば市水守 2339 | 契約の相手方が法令 等の規定により明確に 特定されることから会 計規程第30条第3項 に該当するため。 | 非公表 | 7,782,480 | 非公表 | - | 一般廃棄物の処理については、 「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」により市町村がこれを実施 することとなっているため。 | 4 | 単価契約 |
| 新聞の購読 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月31日 | 丸の内新聞事業協同 組合 東京都千代田区内幸 町1-7-10 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 3,925/月 他 | 3,925/月 他 | 100.0% | - | 新聞は、「再販売価格維持制度」と合わせて、「新聞業における特定の不公正な取引方法」により差別定価や定価割引が原則として禁止されているものであり、全国一律価格で販売されているため。 | 10 | 単価契約 (予定総額 1,624,596) |
| 新聞の購読 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 土郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年3月31日 | (株)朝日新聞学園都 市販売 茨城県つくば市並木3- 3-5 | 再販売価格が維持され ている場合及び供給元 が一の場合における出 版元等からの書籍の購 入であり、契約の相手 方が特定されることか ら会計規程第30条第3 項に該当するため。 | 3,925/月 他 | 3,925/月 他 | 100.0% | | 新聞は、「再販売価格維持制度」 と合わせて、「新聞業における特定の不公正な取引方法」により差別定価や定価割引が原則として禁止されているものであり、全国一律価格で販売されているため。 | 10 | 単価契約 (予定総額 8,849,904) |
| 千里オフィス賃貸借 | 契約担当職 関西センター研究業務推 進部長 吉岡 孝 (大阪府池田市緑丘1-8- 31) | 平成20年3月31日 | MSKビルサービス(株) 東京都中央区新川2- 27-2 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 27,166,104 | 非公表 | | 関西センターシステム検証研究センターシステム検証研究センターが産学官連携活動の拠点としたオフィスの借り上げであり、平成16年度に公募により選定したオフィスである。研究環境を整備する必要から随時オフィスの改修を実施してきた観点からも継続的に使用することが必要不可欠であるため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---------------------------------|--|------------|---|---|-----------|-----------|--------|--------------|--|------------------------------|------|
| 千里オフィス駐車場賃貸借 | 契約担当職 関西センター研究業務推 進部長 吉岡 孝 (大阪府池田市緑丘1-8- 31) | 平成20年3月31日 | MSKビルサービス(株) 東京都中央区新川2- 27-2 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,039,500 | 非公表 | - | 関西センターシステム検証研究センターが産学官連携活動の拠点としたオフィスの借り上げに伴い、 来所者用の駐車場を確保する必要があり、オフィス敷地内の駐車場を借り上げるため。 | 5 | |
| 平成20年度CORINS(工事実 績情報システム)の利用 | 契約担当職 つくばセンター研究環 境整備部門 部門総括 久保田 喜 嗣 (茨城県つくば市東1- 1-1) | 平成20年3月31日 | (財)日本建築情報総 合センター 港区赤坂7-10-20 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合におけるシステムのライセンス使用料であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 1,050,000 | 1,050,000 | 100.0% | - | (財)日本建築情報総合センターが提供している工事請負実績DB(CORINS)であり、供給元が一つであるため。 | 10 | |
| ベンチャー支援に関する法律顧 問業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 光和総合法律事務所 東京都港区赤坂4-7- 15 | 研究所の運営に不可欠なベンチャー支援に係る業務であり、ベンチャー支援事を改善を接事を必要がある。よって対しまから、会計をはいことから、会計程程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 6,079,500 | 非公表 | - | 本件は、産総研技術移転ベンチャー支援の業務に不可欠な法律顧問に係る業務であり、相談、審議等の事案は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | |
| 官報掲載 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 茨城県官報販売所 茨城県水戸市宮町2- 2-31 | 官報の印刷であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 9,900,000 | 非公表 | | 官報に掲載する手続きは、独立行政法人国立印刷局(窓口として各都道府県の官報販売所)が行っており、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 6 | 単価契約 |
| 顧問弁護士業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | レックスウェル法律特 許事務所 東京都千代田区紀尾 井町3-29 | 研究所の運営に不可欠 な訴訟等の弁護に係る 業務であり、訴訟等の 事案は継続的に実施す る必要がある。よって契 約の性質又は目的が 競争を許さないことか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | 単価契約 |
| 顧問弁護士業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 第一芙蓉法律事務所 東京都中央区築地4- 7-1 | 研究所の運営に不可欠 な訴訟等の弁護に係る 業務であり、訴訟等の 事案は継続的に実施す る必要がある。よって契 約の性質又は目的が 競争を許さないことか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事実は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | 単価契約 |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|---------------------|---|-----------|------------------------------------|---|---------|------------|-----|--------------|---|------------------------------|------|
| 顧問弁護士業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 清永法律事務所 東京都港区虎/門2-7- 7 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要がある。よって契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な訴訟等 の弁護に係る業務であり、訴訟等 の事案は継続的に実施する必要 があるため。 | 19 | 単価契約 |
| 顧問弁護士業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 土郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 菊地綜合法律事務所 東京都中央区日本橋 本町3-2-13 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係の 業務であり、訴訟等の 事案は継続的に実施する必要がある。よって契 約の性質又は目的が 競争を許さないことか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | 単価契約 |
| 顧問弁護士業務 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 光和総合法律事務所 東京都港区赤坂4-7- 15 | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係の 業務であり、訴訟等の 事案は継続的に実施する必要がある。よって契 約の性質又は目的が 競争を許さないことか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 1,260,000 | 非公表 | - | 研究所の運営に不可欠な訴訟等の弁護に係る業務であり、訴訟等の事案は継続的に実施する必要があるため。 | 19 | 単価契約 |
| 後納郵便 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 土郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 郵便事業(株) 茨城県つ(ば市吾妻1- 1376 | 郵便に関する料金(信 書に係るものであって 料金を後納するもの)で あり、契約の相手方が 特定されることから会 計規程第30条第3項 に該当するため。 | 非公表 | 26,188,260 | 非公表 | - | 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)により、一般信書便を扱える事業者は、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 9 | 単価契約 |
| 人間行動観察用実験八ウス賃 貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 古河機械金属(株) 東京都日野市旭が丘 3-3-33 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,286,900 | 非公表 | - | 当該研究では、家族で暮らしている人の実際の日常生活のデータを収集・計測するために、実区に居住可能な施設であること、アークを用いた行動計測を行っているため、外部から家電の使用状況能であることが必要不可欠である。当該研究を行うため、知のとが必要不可欠である。当該研究を行うため、設置済のシステルを使用しての計測が必要であること、又同じ施設での計測が必要であること、又同じ施設での計測が必要であること、又同じ施設での計測が必要であること、又同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であること、以同じ施設での計測が必要であるいたが、分析を行う必要があり、継続性の観点から同じ施設でさないため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分 | 備 | 考 |
|------------------------|--|-----------|---------------------------------|---|---------|-------------|-----|--------------|---|--------------------------|---|---|
| 跡津川地殻歪計保守管理及び 建物賃貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | 神岡鉱業(株) 岐阜県飛騨市神岡町 鹿間1-1 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,327,200 | 非公表 | - | 跡津川断層の活動状態を監視する目的で、岐阜県飛騨市神岡町の神岡鉱山内に地殻歪計や水位計を設置している。その観測は、平成9年より実施しており、観測データを現地収録しているため、収録装置の設置場所が必要である。神岡鉱山内に設置してある地殻歪計、地震計の保守管理及び観測器材設置のための建物の賃借を行うには鉱山管理者である当該契約相手先以外には存在しないため。 | 5 | | |
| 地質ニュースの購入 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月1日 | (株)実業公報社 東京都千代田区九段 北1-7-8 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 8,085,360 | 非公表 | - | 地質ニュースは、出版元である当 該契約相手先が特定されていることから、唯一納入できる契約相手 先であるため。 | 10 | | |
| 電気需給契約 (四国センター) | 産業技術総合研究所 四国センター契約担当職 研究業務推進室長 小 縣 裕持 (高松市林町2217-14) | 平成20年4月1日 | 四国電力(株) 高松市丸の内2-5 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 18,261,120 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | | |
| ガス需給契約 (北海道センター) | 産業技術総合研究所 北海道センター (札幌市豊平区月寒東2 条17-2-1) | 平成20年4月1日 | 北海道ガス(株) 札幌市中央区大通西 7-3-1 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 23,974,268 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | | |
| ガス需給契約 (東北センター) | 産業技術総合研究所 東北センター (仙台市宮城野区苦竹4- 2-1) | 平成20年4月1日 | 仙台市ガス局 仙台市宮城野区幸町 5-13-1 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 1,875,448 | 非公表 | _ | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | | |
| ガス需給契約 (つくばセンター) | 産業技術総合研究所 理事長 吉川 弘之 (東京都千代田区霞が関 1-3-1) | 平成20年4月1日 | 筑波学園ガス(株) つくば市金田1917 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 375,287,684 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|-----------------------|---|-----------|-----------------------------------|--|---------|-------------|-----|--------------|----------------------------|------------------------------|----|
| ガス需給契約 (臨海副都心センター) | 産業技術総合研究所 理事長 吉川 弘之 (東京都千代田区霞が関 1-3-1) | 平成20年4月1日 | 東京ガス(株) 港区海岸1-5-20 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 25,681,676 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約 (中部センター) | 産業技術総合研究所 中部センター所長 神崎 修三 (名古屋市守山区下志段 味穴ヶ洞2266-98) | 平成20年4月1日 | 東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田 町19-18 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 4,691,128 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約 (関西センター) | 産業技術総合研究所 関西センター (池田市緑丘1-8-31) | 平成20年4月1日 | 大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町 4-1-2 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 31頁に該当するため。 | 非公表 | 60,614,688 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約 (中国センター) | 産業技術総合研究所 中国センター (呉市広末広2-2-2) | 平成20年4月1日 | 広島ガス(株) 広島市南区皆実2-7-1 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 930,964 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| ガス需給契約 (四国センター) | 産業技術総合研究所 四国センター (高松市林町2217-14) | 平成20年4月1日 | 四国ガス(株) 今治市南大門町2-2-4 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 5,614,544 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (北海道センター) | 産業技術総合研究所 北海道センター (札幌市豊平区月寒東2 条17-2-1) | 平成20年4月1日 | 札幌市水道事業管理 者 札幌市中央区北1条西 2 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 5,810,564 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (東北センター) | 産業技術総合研究所 東北センター (仙台市宮城野区苦竹4- 2-1) | 平成20年4月1日 | 仙台市水道局 仙台市太白区南大野 田29-1 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 2,452,548 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (つくばセンター) | 産業技術総合研究所 理事長 吉川 弘之 (東京都千代田区霞が関 1-3-1) | 平成20年4月1日 | つ〈ば市水道部 つ〈ば市春日1-8-3 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 161,246,880 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|-------------------|---|-----------|---------------------------------|---|------------|------------|--------|--------------|--|------------------------------|-----------------------------|
| 水道料 (中部センター) | 産業技術総合研究所 中部センター所長 神崎 修三 (名古屋市守山区下志段 味穴ヶ洞2266-98) | 平成20年4月1日 | 名古屋市下水道局 名古屋市中区三の丸 3-1-1 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 4,904,644 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (関西センター池田) | 産業技術総合研究所 関西センター (池田市緑丘1-8-31) | 平成20年4月1日 | 池田市水道部 池田市城南1-1-1 | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるものであることから、会計規程第30条第31項に該当するため。 | 非公表 | 28,203,740 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (関西センター尼崎) | 産業技術総合研究所 関西センター (池田市緑丘1-8-31) | 平成20年4月1日 | 尼崎水道局 尼崎市東七松町2-4- 16 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 4,256,644 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (中国センター) | 産業技術総合研究所 中国センター (呉市広末広2-2-2) | 平成20年4月1日 | 呉市水道局 呉市西中央3-1-5 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 4,290,436 | 非公表 | | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (四国センター) | 産業技術総合研究所 四国センター (高松市林町2217-14) | 平成20年4月1日 | 高松市水道局 高松市番町1-10-14 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 919,820 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 水道料 (九州センター) | 産業技術総合研究所 九州センター (鳥栖市宿町807-1) | 平成20年4月1日 | 鳥栖市 鳥栖市宿町1118 | 電気、ガス若しくは水又 は電話に係る役務につ いて、供給又は提供を 受けるものであることか ら、会計規程第30条第 3項に該当するため。 | 非公表 | 3,308,920 | 非公表 | - | 供給を行うことが可能な業者が一 者であるため。 | 8 | |
| 国土地理院刊行地形図の購入 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月7日 | 内外地図(株) 東京都千代田区神田 小川町3-22 | 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入であり、契約の相手方が特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 270/枚 他 | 270/枚 他 | 100.0% | | 国土交通省国土地理院が刊行する地形図は、当該契約相手先により定価販売されていることから、唯一納入できる契約相手先であるため。 | 10 | 単価契約 (予定総額 1,963,220) |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|------------------------|---|------------|-------------------------------------|---|---------|-----------|-----|--------------|--|------------------------------|------|
| 第3回新エネルギー世界展示会 への出展 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月8日 | (株)シー·エヌ·テイ 東京都千代田区神田 司町2-2-2 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,268,000 | 非公表 | - | 新エネルギー世界展示会は再生可能エネルギー協議会の主催であり、主催者による指定事務局は(株)シーエヌ・ティーである。出展申込み先は同社のみが行っており、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| 実験施設賃貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年4月21日 | 人高エネルギー加速器 研究機構 茨城県つ〈ば市大穂1- | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,620,800 | 非公表 | - | 高効率・高密度インバータ革新的高度化基盤技術開発を遂行するにあたっては、放射光施設を利用した解析結果を得ることが必要不可欠である。 当該実験は、定期的に実施し、機材の運搬の必要性があり遠方の施設を利用するより、近場の方が費用的な面からも当該契約相手先の施設に特定されるため。 | 5 | 単価契約 |
| BioJapan2008への出展 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年5月16日 | (株)日経ビービー 東京都港区白金1-17- 3 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 3,108,000 | 非公表 | - | バイオジャパンはバイオジャパン 組織委員会が主催であり、主催者 による指定事務局は株式会社日 経BPである。出展申込み先は同 社のみが行っており、当該契約相 手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| 第2白嶺丸基地賃貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | | 海洋技術開発(株) 東京都中央区日本橋 3-6-17 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,988,700 | 非公表 | - | 本件は、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するためのものである。 その「第2白嶺丸」の運航にあたって必要な基地は、第2白嶺丸の基地は、第2白嶺丸の運航にあたって必要な基地は、第2白嶺丸の基地の所有者が当該契約相手先に管理を委託していることから、当該契約相手先に以外に存在しないため。 | | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 考 |
|-------------------------------|---|------------|--|---|---------|------------|-----|--------------|---|------------------------------|---|
| 平成20年度 第1回衛生工学衛 生管理者の講習会受講 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年5月27日 | 中央労働災害防止協 会 東京都港区芝5-35-1 | 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 2,322,000 | 非公表 | - | 産総研は、取扱う化学物質が多種多様であり、労働安全衛生法とであり、労働安全衛生法と管理ないのでは、当時に、可以のでは、当時に、可以のでは、当時に、可以のでは、当時に、可以のでは、当時に、可以のでは、当時には、同じのでは、当時には、同じのでは、当時には、同じのでは、当時には、同じのでは、当時には、同じのでは、地方のでは、は、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、地方のでは、対方に、は、いたのでは、対方には、可以のでは、対方には、対方には、対方には、対方には、対方には、対方には、対方には、対方に | 1 | |
| 第2白嶺丸定期傭船賃貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年6月25日 | 海洋技術開発(株) 東京都中央区東日本 橋3-6-17 | 当該船舶でなければ業務を行うことが不可能 務を行うことが不可能であり船舶が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 85,389,150 | 非公表 | - | 本件は、深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するためのものである。 国内には他に同様の調査ができる専用船がなく、当該船舶の貸借にあたっては、その所有者が当該契約相手先に当該船舶の貸借・管理等を委託し、運航を実施していることから、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| 第2白嶺丸運航委託 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年6月25日 | 海洋技術開発(株) 東京都中央区東日本 橋3-6-17 | 当該船舶でなければ業務を行うことが不可能であり船舶が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 60,570,300 | 非公表 | - | 本件は、深海底鉱物資源探査専用船(第2白嶺丸」を利用して海洋地質調査を実施するためのものである。 その運航にあたっては、第2白嶺丸の所名が当該契約相手先に当該船舶の貸借・管理等を委託し、運航を実施していることから、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| 土地賃貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年6月27日 | 国立大学法人東京農 工大学 東京都府中市晴見町 3-8-1 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 10,094,629 | 非公表 | - | 平成15年に国立大学法人東京農工大学の敷地内に建設された施設「次世代モバイル用表示材料共同研究センター」に係る土地の賃貸借であることから、当該契約相手先以外に存在しないため。 | 5 | |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号 又は名称及び住所 | 随意契約によることとし た業務方法書又は会計 規程等の根拠条文及 び理由 | 予定価格(円) | 契約金額(円) | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざ るを得ない場合の 根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------------|---|------------|---|---|---------|-----------|-----|--------------|---|------------------------------|----|
| 産総研シンポジウムの開催 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年7月25日 | (株)シー・エヌ・テイ 東京都千代田区神田 司町2-2-2 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 1,275,330 | 非公表 | - | H21年6月24~26日「第4回新エネルギー世界展示会」の併設企画として産総研シンボジウムを開催する予定であり、同時開催のセミナーやシンポジウムについては情報・運営等の一本化が原則とされている。また、会場の幕張メッセは事務局が一括借り上げしているため、契約先は「第3回新エネルギー世界展示会」における展示会事務局である当該契約相手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| nano tech 2009国際ナノテクノロジー総合展・技術会議への出展 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 土郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年9月8日 | nanotech実行委員会 事務局 東京都千代田区神田 錦町3-24 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 3,360,000 | 非公表 | - | 国際ナノテクノロジー総合展・技術 会議はナノテク実行委員会の主催 で開催される。出展申込みは同委 員会のみが行っており、当該契約 相手先以外に存在しないため。 | 5 | |
| 人間行動観察用実験八ウス賃 貸借 | 契約担当職 つくばセンター調達部長 塩釜 士郎 (茨城県つくば市梅園1- 1-1) | 平成20年9月12日 | 古河機械金属(株) 東京都中央区日本橋 室町2-3-14 | 当該場所でなければ業務を行うことが不可能であり場所が限定され、供給者が一に特定されることから会計規程第30条第3項に該当するため。 | 非公表 | 6,421,800 | 非公表 | - | 当該研究では、家族で暮らしている人の実際の日常生活のデータを収集・計測するために、実際に出所で開発したセンサネットワークを用いた行動計測を行っているため、外部から家電の使用状況のモニタリングとその制御が可能であることが必要不可欠で成19年2月から当該施設を借り上げて研究を実施しての計測が必要であることが必要不可欠で成19年2月から当該施設を借り上げて研究を実施しての計測が必要であること、又同じ施設での計測データの比較、分析を行う必要が設するした。対断点から同じ施設でなければ当該研究業務は遂行できないため。 | 5 | |

随意契約事由別 類型早見表

| 随意契約事由 | 類型区分 |
|---|------|
| 競争性のない随意契約によらざるを得ない場合 | |
| イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの | |
| (1)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの | 1 |
| (🛘)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの | 2 |
| (川)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの | 3 |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの | 4 |
| ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。) | 5 |
| 八 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等 | 6 |
| ニ その他 | |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等 | 7 |
| (🛘)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。) | 8 |
| (川)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。) | 9 |
| (二)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入 | 10 |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入 | 11 |
| (^)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの | 12 |

上記以外は、以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」 ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」 ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」 ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」